

（区長答弁）

１ 市内ネットワークの在り方について

（１）「三層の対策」の見直しについて

本区では、国の「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」の通知を受け、「個人番号利用事務系」「LGWAN 接続系」「インターネット接続系」のネットワークをそれぞれ分離して構築する、三層分離のセキュリティ対策を導入し、平成 29 年度から運用しています。

その後、自治体職員が通常使用する環境をインターネット系に移すモデルが国から示されましたが、検討の結果、セキュリティの担保に課題が残ることや、運用負荷が高いことから、本区では当初のモデルを継続して運用しているところです。

一方、近年、業務効率性の向上につながるウェブ会議ツールやチャットツールなど、様々なクラウドサービスが提供されており、利便性を高めながらセキュリティも確保するネットワークの構成について、再検討すべき時期に来ていると考えています。

国においては、職員が通常使用する「LGWAN 接続系」から、特定のウェブサイトや、クラウドサービスに直接接続できるモデルの検討が始まっていることから、本区としても、令和 7 年度に行うネットワーク構成の再構築において、国が示す新しいモデルの導入を含め検討していきます。

２ メール送受信の方法について

（１）脱 PPAP の対策について

本区では、外部へのメール送信時にパスワード付き圧縮ファイルを添付する手法については、ご指摘のようなセキュリティ上の課題等もあることから、必須とする運用は行っていません。

現在、主に大容量ファイルの送受信に対応するためのオンラインストレージサービスを導入しており、セキュリティを確保しながら業務の効率化に資することから、本サービスの利用拡大も含め、引き続きファイルの送受信について検討していきます。

（２）送信メールの宛先について

メール送信の宛先については、設定を誤り、メールアドレスが漏洩する事故が全国的に絶えないことから、ご指摘のような課題があることは認識していますが、現時点ではセキュリティの確保を勘案し、外部へ送信する際には現行の運用を行っているところです。

今後は、DX の推進に伴い、チャット等のコミュニケーションツールの活用と合わせて、セキュリティの担保を前提にしたメールの利用について、規程の見直しも含めて検討していきます。

３ 住民に対する郵送物の取扱いについて

（１）送付先変更の一括手続について

区が発送する郵送物は、本人の住所地への送付を原則とし、本人による申請のほか、後見

人など法定代理人等が定められている場合には、その者に対して送付するなど、本人の権利擁護の視点も踏まえ、個々の事情等に照らし合わせて、各部署で対応しているところです。

送付先変更の条件が各手続によって異なりますので、全ての郵送物の郵送先変更を一括で行うことは難しいと考えますが、現在、介護保険と後期高齢者医療保険に関する送付先の変更手続については、申請者の希望により、一度の手続で送付先情報を共有するなど、可能な範囲で、区民の利便性向上を図っています。

また、今後の対応についてですが、ご指摘のように個人情報保護などの法令上の課題等がありますので、まずは他自治体の取組などを参考に、国の動向を注視しながら、どのような対応ができるか検討していきます。

***本要旨は聞き取りによるもので公式なものではありません。**